平成２４年（フ）第４１２号
栃木県芳賀郡市貝町大字市塙4472番地194
債務者　森戸　優子
1　決定年月日時　平成24年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月５日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第６８号
静岡県富士市伝法468番地の６
破産者　株式会社竹富士医学研究所
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第７０号
静岡県富士市久沢1017番地の１
破産者　竹内　二郎
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３１号
京都府綾部市物部町南車田８番地の１
破産者　京綾建設協同組合
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
奈良県生駒市東松ヶ丘10番16号
破産者　株式会社エルビー・カンパニー
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４８１号
新潟市中央区古町通七番町1000番地
破産者　株式会社大井漆器家具店
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１７号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋230番地
破産者　株式会社桜庵
1　決定年月日　平成24年８月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３号
川崎市幸区小向仲野町７番３―201号　リバーサイド御幸公園
破産者　石曽根文雄
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２３５号
川崎市中原区木月４丁目８番８―103号　フェリカニューハイツ
破産者　馬場　亮介
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７９２号
広島県廿日市市物見西２丁目16番13号
破産者　福本　洋子
1　決定年月日　平成24年８月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１２号
静岡県掛川市大坂8223番地の143
破産者　株式会社三共種子研究所
1　決定年月日　平成24年８月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第３７８号
奈良県天理市遠田町598番地
破産者　株式会社山輝商運
1　決定年月日　平成24年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第２０８１号
大阪市天王寺区石ケ辻町18番２号
破産者　加藤商事株式会社
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２４号
岡山市南区豊成１丁目６―31―３　豊成サンコーポ102号、開始決定時の住所岡山市南区西高崎22―33
破産者　丸山　竜也
1　決定年月日　平成24年８月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９８号
神奈川県厚木市下荻野1489番地１
破産者　有限会社ミトモ電機
1　決定年月日　平成24年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３４号
川崎市川崎区駅前本町14番地５　丸大ビル501
破産者　江崎　　香
1　決定年月日　平成24年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第８２０号
札幌市白石区川下１条４丁目２番11号　ウェルリー川下101号
破産者　柴田　　修
1　決定年月日　平成24年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成１９年（フ）第３８号
石川県加賀市片山津温泉ア２番地１、開始決定時の住所石川県加賀市潮津町チの91番地の１
破産者　阿部　裕幸
1　決定年月日　平成24年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部